

鳥取砂丘コナン空港第2期コンセッションの実施方針に関する参加者からの意見について

令和6年10月8日
交通政策課

鳥取砂丘コナン空港の第2期コンセッション（以下「第2期事業」）では、「鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例」に基づき、選定事業者を公募の方法によって選定することを予定しています。

このたび「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）第5条第1項及び第17条の規定に基づき「第2期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等実施方針」（以下「実施方針」）を策定し、同法第5条第3項の規定に基づき令和6年8月1日付で公表し、令和6年9月13日までの期間において実施方針に関する意見を受け付けました。これを受け、令和6年9月30日までに実施方針に関する意見への回答を公表しましたので、意見及び意見への回答の内容について報告します。

1 実施方針に関する意見受付及び意見への回答状況

- (1) 意見の受付状況：事業期間の延長、運営権者の資産等、運営権者に対する財政支援等、応募者の参加要件及び契約等の承継等に関して、計17件の意見が寄せられた。
- (2) 意見への回答状況：上記(1)に示す意見について、令和6年9月30日までに県ホームページにおいて意見及び意見への回答を公表した。主な意見及び意見への回答は次のとおりである。

URL：<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1364481.htm#itemid1364481> 内

内 容	意見の詳細	回 答
運営権者に対する財政支援等	各財政支援については、毎年度どのタイミング（期初、期末等）でご支援いただけるのでしょうか。	実施契約等に定める運営交付金の交付条件を充足することを条件として、毎年4月頃に交付することを想定しています。
	除雪支援費の基礎額については、最大35年間で①インフレリスクがあること②降雪量の予測が不可能であることから、実績額が基礎額を大幅に上回った場合は県と運営者が協議したうえで、必要に応じて県は運営権者に対し除雪支援費の追加交付を行うとすべきではないでしょうか。	除雪支援費については、実施方針のとおりとします。 除雪支援費は、基礎額の交付だけでなく、各事業年度に運営権者が要した除雪費用の実績額（以下「実績額」）が基礎額を上回る場合における当該超過額の95%相当額についても追加交付することとしています。 加えて、ご懸念されている状況とは反対に、デフレや少雪によって実績額が基礎額を下回ったとしても、県は運営権者に対して基礎額の未使用分の返還を求めることはありません。 そのため、実施方針に記載のとおりのお取り扱いとしても運営権者に過度な負担を課すものではないと考えます。 なお、除雪業務とそれに対する支援についての県の考え方を実施方針に関する説明会で説明していますので、当該説明会（令和6年8月28日）の録画映像（質疑応答）もご確認ください。
国際会館の取り扱い	現状、国内線ターミナルビルは運営権者所有、国際会館は県所有との理解ですが、運営権者が国際会館を取得することは可能でしょうか。	国際会館については、現状のまま県所有とし、運営権を設定します。ただし、第2期事業開始後において、事業期間中に運営権者から国際会館を買い取るの申し出があった場合、県は協議に応じる想定です。詳細は、実施契約書（案）に規定する予定です。

2 第2期事業開始までのスケジュール（予定）

年 度	主な内容
令和6年度	● 特定事業の選定、募集要項等の公表（2月頃）
令和7年度	● 優先交渉権者の選定・公表、基本協定の締結、SPC設立（10月頃） ● 運営権設定及び債務負担行為に係る議会への附議（2月頃）
令和8年度	● 実施契約の締結・公表（4月頃）、業務引継期間（約1年間）
令和9年度	● 第2期事業開始（4月～）